

米寿・長寿敬老祝金記念品贈呈について

今年度から住民基本台帳等により、受給資格の有無を審査し、支給対象者に通知しますので申請の必要はありません。

対象者

平成20年9月1日現在において、本市に引き続き1年以上居住し、かつ、住民基本台帳により本市の住民票に記載されている人で、88歳、100歳、100歳を超える人に贈呈します。

対象生年月

88歳…大正9年4月2日～大正10年4月1日
までにお生まれの人
100歳…明治41年4月2日～明治42年4月1日
までにお生まれの人
100歳超…明治41年4月1日以前にお生まれの人

敬老祝金の種類及び額

88歳……米寿祝品……5,000円程度の記念品
100歳……百歳祝金……5万円
100歳超……長寿祝金……1万円

贈呈・支払い時期

平成20年9月末を予定（対象者へ9月中旬までに通知します）

☎ 高齢介護課高齢者支援係 ☎ 32-1111
各支所 健康福祉係 三角支所 ☎ 53-1111
不知火支所 ☎ 33-1111
小川支所 ☎ 43-1111
豊野支所 ☎ 45-2111

「宇城市児童センター」を開設しました



宇城市では、子育てのサポートを目的として、不知火支所内に、「児童センター」を開設しました。「児童センター」では、家庭児童相談員と子育て支援コーディネーター（3人）を配置し、地域の子育て支援サービスの充実を図るため、次のような事業を行います。

① こども相談室

18歳未満のすべての子どもが心身ともにすこやかに成長し、のびのびと明るく幸せな生活ができるように、あらゆる問題について相談を受け付けます。

相談日時：月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

② 生後4か月全戸訪問事業及び育児支援家庭訪問事業
保健センター、母子保健推進員、民生・児童委員と連携し、育児に関する不安や悩みをお聞きし、子育て支援に関する情報をお知らせします。

③ 子育て支援ネットワークづくり

子育て支援サービスが利用する方に十分周知されるよう、地域の子どもや子育て家庭を取り巻く団体等のサービス提供者が定期的に意見交換できるように、ネットワークづくりを行います。

また、地域全体で子育て家庭を支援するために、子育てに関するセミナーなども開催します。

☎ 宇城市児童センター 宇城市不知火支所1階
☎ 33-1118（専用電話）FAX 33-1990
（担当課：こども福祉課 ☎ 32-1111）

「宇城市障がい者自立支援センター」を開設しました

宇城市では、障がいをお持ちの人やそのご家族からの就労相談や、地域で安心して暮らせる社会生活に向けた就労のサポートをするために、不知火支所内に「障がい者自立支援センター」を開設しました。

就労支援専門員と障がい者支援相談員を配置していますので、お気軽にご相談ください。

相談日：月曜日～金曜日

時間：午前8時30分～午後5時30分

◎業務内容

① 障がい者、家族、介護者などからの就労相談および日常上の困ったことなどの生活相談

② 公共職業安定所情報の収集および求人情報の提供

③ 障がい者団体や家族会を支援

④ 行事、イベントなどへの参加を通じての交流、社会参加の支援

⑤ 関係機関と連携して雇用の啓発

☎ 宇城市障がい者自立支援センター
宇城市不知火支所1階

☎ 33-1119（専用電話）FAX 33-1990
（担当課：社会福祉課 ☎ 32-1111）



後期高齢者医療（長寿医療）制度のお知らせ

【後期高齢者医療の平成20年度の保険料が決定しました!!】

平成20年度の正式な保険料額が決定しましたので、7月上旬に保険料額決定通知書などをお送りします。

なお、これまで加入されていた保険の種類などによって、保険料のお支払いの方法やその時期が違いますのでご注意ください。

【保険料の納付方法】

【A】 年金からの差し引き （特別徴収）

○ 年金が年額18万円以上の人

【B】 納付書や口座振替で市町村に納付 （普通徴収）

○ 年金が年額18万円未満の人
○ 介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える人

【被保険者別の保険料の納付時期】

① 平成20年4月から納付が始まる人

○ 平成19年9月末で、国民健康保険に加入されていた人

※ 【A】は平成20年4月から特別徴収が始まりました。

※ 【B】は平成20年7月から普通徴収になります。

② 平成20年7月から納付が始まる人

○ 社会保険の被保険者本人や、平成19年10月以降に75歳になられた国民健康保険に加入されていた人

※ 【A】は平成20年7月から9月までは普通徴収、10月から特別徴収になります。

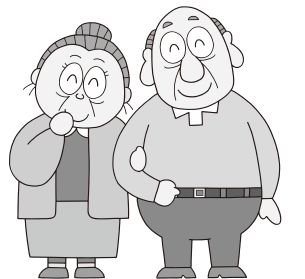
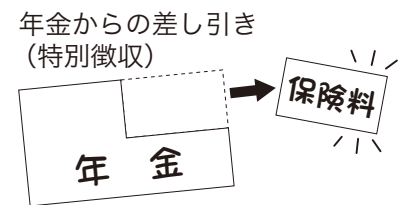
※ 【B】は平成20年7月から普通徴収になります。

③ 平成20年10月から納付が始まる人

○ 社会保険の被扶養者だった人

※ 【A】【B】は平成20年10月から特別徴収になります。

（平成20年4月から9月までは保険料の負担はありません。）



【後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新手続きは忘れずに!!】

住民税が非課税世帯の人は、入院の際、病院の窓口で限度額適用・標準負担額減額認定証を提示することにより、医療費や食事代の自己負担額が減額されます。

すでに限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人で、更新が必要な人には、7月中に熊本県後期高齢者医療広域連合から申請書が送付されますので、ご記入の上、8月中に下記担当課へ提出してください。

また、入院中（予定）の人で、まだ限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちでない人は、下記担当課に相談してください。

【申請に必要なもの】

- 限度額適用・標準負担額減額認定証交付申請書
- 後期高齢者医療被保険者証
- オレンジ色の「限度額適用・標準負担額減額認定証」（すでにお持ちの人のみ）
- 印かん

☎ 市民課老人保健係 ☎ 32-1111（内線1151）
熊本県後期高齢者医療広域連合 ☎ 096-368-6511